

彦根市人権施策基本方針

平成21年(2009年)4月

彦 根 市

目 次

	ページ
1 人権施策をめぐる状況	1
(1) 国外の人権尊重の取組状況	1
(2) 国内の人権尊重の取組状況	2
ア 国における取組状況	2
イ 滋賀県における取組状況	3
ウ 彦根市における取組状況	4
2 人権施策の基本理念	6
3 人権施策の基本方向	7
(1) 人権意識の高揚を図るための施策	7
ア 人権教育・人権啓発の推進	7
イ 人権教育・人権啓発に取り組む指導者の発掘と養成	7
ウ 市民の主体的な人権教育・人権啓発に関する活動の支援	7
(2) 人権擁護に関する施策	8
ア 市民の主体的な判断および自己実現の支援	8
イ 総合的な相談および支援体制の充実	8
ウ 人権救済、保護システムの充実	9
4 取り組むべき主要課題とその解決に向けて	10
(1) 同和問題の解決に向けて	10
(2) 女性の人権が尊重される社会の実現に向けて	11
(3) 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて	12
(4) 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて	14
(5) 障害者が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて	15
(6) 外国人の人権を尊重する社会の実現に向けて	16
(7) 様々な人権問題の解決に向けて	17
5 推進体制	19
(1) 庁内の推進体制	19
(2) 職員等に対する研修	19
(3) 国・県・市民・企業・NPO等との連携	19
用語解説	21

1 人権施策をめぐる状況

(1) 国外の人権尊重の取組状況

昭和23年(1948年)12月10日、第3回の国際連合総会において、人間の自由平等・無差別の原則や、生命・自由・身体の安全、奴隷の禁止など具体的な人権の定義等を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

これは、人類史上最大の惨事であり、人権の軽視や侵害によって多くの尊い命が奪われるという惨禍をもたらした第2次世界大戦への痛烈な反省から、人権の尊重と擁護は国際社会全体に関わる課題であり、人権の保障が世界の恒久平和を実現する確実な

道であると考えたからです。

しかし、世界人権宣言は、基本的人権尊重の基準を定めたものであり、それ自体が法的な拘束力を持つものではありません。このため国際連合では、この世界人権宣言の精神を具体化する法的拘束力を持つものとして次のような人権関係諸条約等を作成し、国家の枠組みを超えた国際的な人権保障の社会の実現に取り組んできました。(次の表は、日本が批准している条約の主なものです。)

名 称	国連での採択年月日	日本の批准年月日
難民の地位に関する条約	1951. 7. 28	1981. 10. 3
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965. 12. 21	1995. 12. 15
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966. 12. 16	1979. 6. 21
市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966. 12. 16	1979. 6. 21
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979. 12. 18	1985. 6. 25
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984. 12. 10	1999. 6. 29
子どもの権利に関する条約	1989. 11. 20	1994. 4. 22

また、国際社会が1年間を通して一つの共通した問題に取り組む国際年として、国際婦人年〔1975年〕、国際児童年〔1979年〕、国際障害者年〔1981年〕、国際識字年〔1990年〕などが制定され、各国において政府と国民が一体となり様々な行事に取り組まれることとなりました。さらに継続的な取組として「人

権教育のための国連10年〔1995年-2004年〕」が採択されるなど、人権教育が世界的規模で取り込まれたことにより、人権が人類共通の普遍的文化(以後「人権文化」として広く認識されるようになってきました。

また「戦争と暴力の文化」から「平和と非暴力の

文化」へ早急に移行することを目的に、国連総会は、平成 12 年（2000 年）を「平和の文化国際年」と定めました。

しかしながら一方では、こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに世界各地で発生す

るテロや民族紛争による戦禍や飢餓、難民の発生など、人権を巡る状況の悪化や差別の深刻化など、解決していかなければならない多くの問題が存在しています。

(2) 国内の人権尊重の取組状況

ア 国における取組状況

わが国においては、日本国憲法で基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、その第 14 条で「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しています。

また、わが国固有の人権問題である同和問題については、昭和 40 年(1965 年)の「同和对策審議会答申」において、その早急な解決こそ国の責務であり、

同時に国民的課題であるとされ、数次にわたる「特別措置法」に基づいて様々な対策が講じられてきました。

さらに、国際人権規約をはじめ、前記の人権関係諸条約等を批准するとともに「人権教育のための国連 10 年」の国連決議を受け、国、地方自治体においても人権保障のための積極的な取組が進められてきました。

最近の主な取組経過は、以下のとおりです。

(ア) 平成 8 年(1996 年)12 月「人権擁護推進法」制定...人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することを目的としたもの。本法に基づき「人権擁護推進審議会」設置（答申 1 および答申 2 を行う。）

(イ) 平成 11 年(1999 年)4 月 1 日「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行

(ウ) 平成 11 年(1999 年)6 月 23 日「男女共同参画社会基本法」施行

(エ) 平成 11 年(1999 年)7 月「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」答申（答申 1）

(オ) 平成 12 年(2000 年)11 月 15 日「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（同 18 年からは「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」に名称変更）」施行

(カ) 平成 12 年(2000 年)11 月 20 日「児童虐待の防止等に関する法律」施行

- (キ) 平成 12 年(2000 年)12 月 6 日「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
- (ク) 平成 13 年(2001 年)10 月 13 日「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
- (ケ) 平成 13 年(2001 年)5 月および 12 月「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」答申(答申 2) ...法律としては未成立
- (コ) 平成 15 年(2003 年)
 - ・ 5 月 30 日「個人情報の保護に関する法律」施行
 - ・ 7 月 16 日「次世代育成支援対策推進法」施行
- (サ) 平成 16 年(2004 年)7 月 16 日「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
- (シ) 平成 18 年(2006 年)4 月 1 日「高齢者の虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行

しかしながら国内では、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権問題が存在しており、とりわけ同和問題については、今なお結婚や就職などにおける心理的な面

での差別事象が後を絶たず、戸籍謄抄本等の不正取得や電子版の 部落地名総鑑の存在、インターネット掲示板への差別書込みなど、同和問題が解決されたとは言えない状況にあります。

イ 滋賀県における取組状況

滋賀県では、平成 10 年(1998 年)7 月に「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画」が策定され、これに基づいて女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者など個別の人権分野ごとに、それぞれの課題解決のため各種施策が取り組まれてきました。

また人権施策を総合的に推進するため、同 11 年(1999 年)7 月に滋賀県人権施策推進懇話会を設置し、人権施策を推進する上での基本理念や基本方向、推進体制等について協議され、同 12 年(2000 年)9 月に提言がまとめられました。この提言の中では、人権施策を推進するための具体的な推進体系として、

(ア) 中核となる基本方針を策定する必要があること。

(イ) 基本方針の策定および実施に必要な推進体制を整備すること。

(ウ) 県民とともに人権施策を総合的かつ継続的に実施していくための法的基盤となる条例を制定する必要があること。

の 3 点が指摘されました。

この結果、国の内外における人権尊重の気運の高まりや提言を踏まえ、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が同 13 年(2001 年)4 月 1 日に施行さ

れ、あわせて知事を本部長とする滋賀県人権施策推進本部を設置し、推進体制の整備が図られました。

この条例に基づき設置された滋賀県人権施策推進審議会から、同14年(2002年)10月に「人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針について」の答申がされ、これを受け、同15年(2003年)に「滋賀県人権施策基本方針」が策定されました。

ウ 彦根市における取組状況

本市では、昭和47年(1972年)に、同和問題の早期解決を図るため「彦根市同和対策長期計画」を定め、同和対策を市政の重要課題として位置付け、各種事業と教育・啓発の推進を図ってきました。

また、昭和52年(1977年)に「彦根市民憲章」を制定し、同61年(1986年)には「彦根市人権尊重都市宣言」を行い市民憲章の実践を誓いました。さら

この基本方針では、滋賀県における様々な人権問題の現状と課題を踏まえ、それらに対処する場合の共通の視点として人権の基本理念を明らかにし、「人権の普遍性・日常性」「人権の平等性」「個人の尊重」「多元社会と共生」「人権の義務的性格」が明記されました。

に、平成10年(1998年)には、「彦根市人権尊重都市宣言」の趣旨にのっとり、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を施行しました。

これらの取組の中で、特に市民啓発に関し、人権教育推進協議会活動や自治会主催の地区別懇談会の開催を促進するなど、社会同和教育の推進に力を入れてきました。

本市における主な取組経過は、以下のとおりです。

- (ア) 昭和58年(1983年)10月1日「核兵器廃絶都市宣言」実施
- (イ) 平成11年(1999年)「子育てひこねゆめプラン」策定
- (ウ) 平成12年(2000年)「高齢者保健福祉計画」策定
- (エ) 平成13年(2001年)「障害者福祉計画」策定
- (オ) 平成13年(2001年)「彦根市男女共同参画計画」策定
- (カ) 平成14年(2002年)4月1日「男女共同参画を推進する彦根市条例」施行
- (キ) 平成15年(2003年)「彦根市交通バリアフリー基本構想」策定
- (ク) 平成17年(2005年)「多文化共生社会推進計画」策定
- (ケ) 平成19年(2007年)「彦根市障害者計画」策定

また、こうした取組のほか、平成10年(1998年)に市長を本部長とする「彦根市人権教育のための国

連10年推進本部」を設置し、同12年(2000年)4月に「人権教育のための国連10年彦根市行動計画」(目

標年度平成 16 年度(2004 年度))を策定し、人権教育の総合的な推進に努めてきました。また、彦根市総合発展計画においても、「人権の尊重」を基本構想の重要な柱として位置付けています。

市民啓発の根幹をなす自治会単位で自主的に開催されている地区別懇談会も、現在ではその開催率は 95%を超える結果となっています。また、幼稚園、小学校、中学校での教育活動の中で人権教育が実践され、人権尊重の精神を日常生活に具現化する態度の育成が図られてきました。さらに企業における同和教育の推進についても企業自らの課題としてとらえ、主体的に研修会等が開催されるようになってきました。

これらの取組の結果、市民の人権意識は徐々に高まると同時に、人権問題に対する理解と認識は着実な広まりと深まりを見せています。

しかしながら、従来、実施してきた人権啓発や人権教育については、どちらかと言えば知的理解にそ

の中心が置かれ、個人の感性や情操に訴えて日常生活の中に生かされるところまでの深まりが十分ではない面も見られました。また、地区別懇談会をはじめ人権に関する市民向けの学習会や研修会等でも、市民の自主的な参加が少なく、自らの生き方に関わる自分自身の問題であると受け止められていない面もあり、内容や手法を今後より一層工夫する必要があります。

本市においても、国や県と同様、いまなお誤った知識や偏見に基づく部落差別とともに、ドメスティック・バイオレンス(DV)、家庭内暴力、いじめ、高齢者や子どもに対する虐待など様々な人権課題が存在している現状があります。また、平成 18 年度(2006 年度)に実施された「人権に関する市民意識調査」によると、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する人権意識は高まりつつある一方で、同和問題については関心が薄れてきているといった結果も見られます。

2 人権施策の基本理念

「人権」とは、すべての人間に普遍的に保障され、人間の尊厳に基づいて持っている固有で不可侵の権利です。また、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会においてそれぞれの幸福を追求するため欠くことのできない権利で、すべての人が平等に有するものです。

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流であり、私たちには、日常生活のあらゆる場面で人権感覚があふれ、人権尊

重の精神が当然のこととして根づくまちづくりが求められています。そのためには人権文化をより豊かにすることが必要で、すべての人間が等しく同じ権利を有していることを認識しなければなりません。

あわせて、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが重要です。

さらに、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解し、権利の行使に伴う責任を自覚することも大切なことです。

このような認識のもと、今後の彦根市の人権施策の基本理念を、以下のとおりとします。

市民と行政が一体となり、あらゆる差別をなくし、人権尊重の精神が根つき、一人ひとりの尊厳が守られる、人権文化に満ちたまちの実現

個々の人権課題に関する具体的な施策や事業は、本市の基本計画である彦根市総合発展計画と整合を図りながら取り組めますが、基本理念の実現に向けた方向性は以下のとおりです。

- (1) 一人ひとりが尊重され、自己実現が図れるよう、総合行政として人権諸課題の解決に必要な施策を推進し、人権尊重の理念に基づく民主的で活気のある地域社会の構築を目指します。
- (2) 人々のニーズの多様性が進むなか、誰もが社会の一員として参画できる公正・平等な地域社会の構築を目指します。
- (3) 国際的な人の移動が進むなか、多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会の構築を目指します。
- (4) 市民、企業、NPO、行政等の連携、協働、役割分担を行い、自主性と主体性を尊重した地域社会の構築を目指します。

3 人権施策の基本方向

(1) 人権意識の高揚を図るための施策

ア 人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりの人権意識の高揚と人権の意義や価値について理解を深め、あわせて全ての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるため、人権教育・人権啓発は、地域社会、家庭、職場、学校などあらゆる場や機会をとらえ、生涯を通じて進める必要があります。

家庭教育において、乳幼児期における家庭環境を充実することや、幼少期から生命の尊さや人間として基本的に守らなくてはならないルールについて学ぶことは、人権教育の基礎として、成長後に命を大切にするとともに、他人の人権を尊重できる人格を形成する上で重要な役割を果たすと考えられます。

学校教育においては、より一層人権教育を充実し、人権問題を的確にとらえる感性を育み、人権を尊重できる人格を形成することが重要です。このため、

イ 人権教育・人権啓発に取り組む指導者の発掘と養成

市民が日頃から人権問題について考え、自主的、自発的にその解決に取り組むため、市民ニーズに沿った柔軟な人権教育や人権啓発の展開が必要です。このため、市民の身近な地域の中で自発的に人権教育・人権啓発を推進するリーダーの発掘や、人権教

ウ 市民の主体的な人権教育・人権啓発に関する活動の支援

多様な文化や価値観を大切にしながら豊かな人権文化を創造するためには、行政だけの取組では限界が

これまでの人権啓発や同和教育の取組の成果を踏まえ、児童、生徒の人権問題に対する正しい理解・認識を培い、個々の人権感覚を高め、具体的な人権尊重の実践的態度や課題解決のために行動する力が育成されるよう、滋賀県人権教育推進プランに沿って取組を進めます。

また、市民の年齢層や生活様式に応じた人権教育・人権啓発の手法や内容を検討します。

さらに人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むとともに、あらゆる場面で人権教育・人権啓発を推進する役割を担うことが重要であり、市職員や教職員、医療関係者、福祉関係者などに対する人権教育・人権啓発を充実します。

育・人権啓発を効果的に推進するために重要な役割を果たす専門的な指導者の養成に取り組めます。また、彦根市人権教育推進協議会、滋賀同和問題企業連絡会彦根ブロックなどの人権教育・人権啓発に関する諸団体との連携や支援に努めます。

あり、社会全体として取り組むことが必要です。そのため市民自らが人権教育・人権啓発事業を企画し、

市民に呼びかけを行うといった自主的、主体的な取組を進めることが大切です。

こうした取組による人権教育・人権啓発の効果は、NPO や学校、企業、地域社会その他各種団体など様々な主体によって、対象者やニーズに応じた人権教育・人権啓発活動が実施されることでより高まるものです。このため、人権教育・人権啓発の各実施主体に対し、必要に応じ教育や啓発についての知識や

手法、講師や教材、あるいは活動の事例等について積極的に情報を提供できるよう、人権教育・人権啓発に関する情報収集や提供機能の充実を図ります。

さらに様々な人々が触れ合い、交流し、相互理解をするための場として、地域総合センターを開かれたコミュニティセンターとしてより一層多くの市民が利用しやすいものとなるよう運営に工夫を重ねます。

(2) 人権擁護に関する施策

ア 市民の主体的な判断および自己実現の支援

市民が社会参加を通じて自己実現を図ることができるよう支援を行うとともに、人権侵害を受けたり、人権侵害を受けるおそれのある場合、あるいは人権侵害につながる問題に直面したときに、主体的に解

決できるための助言や援助が必要です。そのため人権擁護に関する様々な支援情報を収集し効果的な情報の提供に努めます。

イ 総合的な相談および支援体制の充実

人権侵害を受けた人、あるいは人権侵害を受けるおそれのある人が一人で悩むのではなく、市民が身近に解決策について、安心かつ容易に利用できる相談体制および支援体制を整備しなければなりません。

相談は、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくありません。このため相談窓口においては、これらの要因を解きほぐして整理し、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるようきめ細かな対応が必要になってきます。このことから、現在、実施されている分野ごとの相談について、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談機能の充実に向けた取組が必要です。また、複雑多様化する人権問題や相談に対し、国や県の専門機関、滋賀県人権相談ネットワークなどより密接な連携を図り、市民が安心し、信頼し、気軽に相談できる体制の確立を目指します。あわせて公的機関等への相談について市民に周知を行います。

現在、本市では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談や、男女共同参画センター「ウィズ」における家庭や仕事、人間関係に関する相談、地域子育て支援センターにおける子育てに関する相談、地域包括支援センターにおける高齢者に関する相談、市民交流課における外国籍市民に対する多言語による電話相談など、内容に応じた市民の相談窓口を設けています。しかしながら、人権にかかわる

ウ 人権救済、保護システムの充実

人権の擁護・救済という人権保障の機能は、第一義的には国の責任分野であり、現在は、裁判所による救済のほか、法務局により対応が図られています。しかしながら平成 18 年度に実施した人権に関する市民意識調査結果によると、自分自身が差別や人権侵害を受けたと感じる人(「たびたび感じる人」および「たまに感じる人」)のうち 63%の人が「黙ってがまんした」と回答しています。また、弁護士、警察、法務局などの「公的機関等へ相談した」と回答した人はわずかに 6.9%しかないという状況で、そのほか 30%近くの方は身近な人に相談しての私的な解決を選んでいきます。この背景としては、相談する場所がわからない、プライバシーの保護に不安があるなどの原因があると考えられますが、こうした

状況は全国的にも同様です。これは、人権侵害を受けたり、受けるおそれのある市民が、安心、信頼しきめ細かな救済策を受けることができる仕組みづくりに向け、人権に関わる総合的な相談窓口の設置や、国や県の専門機関との密接な連携を図ることが求められていることを示しています。

特に今後、人権侵害が発生した後の被害者救済について早急な法の整備が重要と考えられることから、本市としては、救済すべき事案が適切に人権救済の手續に乗せられるよう、国における法制度の動向も注視しながら、人権侵害に対し実効性があり、独立した人権侵害救済機関が設置されるよう各方面へ働きかけを行います。

4 取り組むべき主要課題とその解決に向けて

(1) 同和問題の解決に向けて

【課題】

- ・ 同和対策に関する国の特別法等を指針として様々な事業に取り組んできた結果、生活環境の改善整備を中心とする事業は、所期の目標に沿って相当の成果を上げてきました。しかし一方では、教育、就労などの分野においてなお課題が残されています。また、誤った考えや偏見による差別発言や差別落書などが依然として発生している状況があります。
- ・ 人権に関する市民意識調査結果にも表れているように、同和問題に対する関心の度合いそのものが低くなっている傾向があります。
- ・ いわゆる「えせ同和行為」等が同和問題に対する正しい理解の阻害要因となり、誤った意識を植え付けている状況があります。

○ 一般施策による対応

- ・ 教育や就労などの分野における残された課題については、地域総合センターと連携し、地域の状況や事業の必要性についての的確に把握し、必要な一般施策の中でその解決に向け取組を進めます。また、地域総合センターでは、今後より一層、近隣地域との交流が促進されるよう住民交流の拠点となる施策の推進に努めます。

○ 心理的差別の解消

- ・ 差別意識の解消を図るため、これまでの同和教育、啓発活動の成果や手法を評価し、今後も同和問題を重要な柱として、地域社会、家庭、職場、学校などあらゆる場において人権教育および人権啓発の充実により心理的差別の解消と実践的態度の育成を図ります。

○ えせ同和行為等の排除

- ・ 同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題の正しい理解の阻害要因となるえせ同和行為等に対しては毅然とした態度をとるとともに、警察や法務局、県、他市町などの関係機関と緊密な連携を保ち、排除に向けた取組を進めます。

(2) 女性の人権が尊重される社会の実現に向けて

【課題】

- ・ 本市では、平成 14 年(2002 年)に、県内市町村に先駆けて「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行しました。また、平成 15 年(2003 年)には、男女共同参画を推進する市民活動と啓発の拠点となる彦根市男女共同参画センター「ウィズ」を設置しました。しかしながら、本市では、審議会・委員会等への女性の登用率が目標の 40% (2010 年)と比較し平成 18 年(2006 年)12 月末で 30.4%であることや、平成 19 年(2007 年)4 月の比較では、行政における女性職員の割合が 47.1%であるにも関わらず、管理監督者(課長補佐級以上)への登用が 11.1%といった状況になっています。また、地域活動の場においても、男性に比べ、女性の方針決定などに関わる割合が低い状況があります。
- ・ 近年、夫婦や恋人など親密な関係にある男女間に生じる ドメスティック・バイオレンス(DV)や、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、売買春などが社会問題となっており、その被害者の多くが女性であるという結果が出ており、女性の権利を守る取組が必要です。
- ・ 女性にとって、近年に見られる核家族の増加や、家族形態の変化は、妊娠・出産・育児に対する不安や、家庭や地域での出産、育児環境の孤立を原因とする精神的負担を生じさせることとなっています。特に働く女性にとっては、家事や育児の二重の負担がかかり、健康管理もおろそかになりかねない現状があります。

○ 政策、方針など意思決定の場への女性の参画推進

- ・ 行政、企業、地域活動などの場における方針の立案や実施について、女性の意見が反映されるよう、また、管理監督者等の登用が促進されるような施策に取り組みます。特に地域活動への女性の積極的な参画を促進します。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた条件整備を進めるため、女性の就業を支える社会環境の整備、充実に努めます。

○ 固定的な性別役割分業意識の解消

- ・ 社会に根強く残る男女の固定的な性別役割分業意識やそれに基づく慣行について見直しを進めるため、地域、家庭、職場、学校など様々な機会をとらえ教育や啓発を進めます。また、男女共同参画に関する情報や資料を収集し、提供、発信します。
- ・ 男性を中心とした長時間労働の働き方と仕事中心の生活スタイルから、男女がと

もに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動をバランスよく展開できる生活スタイルへ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進について様々な取組を進めます。

○ 女性等に対する暴力防止に向けた取組

- ・ セクシュアル・ハラスメントや ドメスティック・バイオレンス（DV）などが重大な人権侵害であるという認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に努めます。
- ・ 特に、女性に対する暴力は、子どもへの暴力と根を一つにするものも多く、児童虐待との関連も指摘されています。暴力は、個人間の問題ではなく犯罪行為であるとの認識を深く浸透させ、異性への暴力を許さない社会意識を高めるための啓発活動や相談機能の充実にに向けた取組を推進します。
- ・ 女性に対する暴力の防止に向けた取組について、女性の保護、救済を機動的、弾力的に行えるよう、県などの関係機関と連携します。

(3) 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて

【課題】

- ・ 子どもに対しても、大人と同様一人ひとりに人間としての権利が保障されなければなりません。しかし、近年、少子化や核家族化の進行、家族形態の多様化など子どもを取り巻く状況が大きく変化しており、家庭における養育・教育機能の低下とともに、子ども間でのいじめや、親による子どもへの虐待などの問題も深刻化してきています。子どもの権利に関する条約にうたわれている、自由に自己の意見を表明する権利（意見表明権）や表現・情報利用の自由、思想・良心・宗教の自由などの種々の市民的権利についても十分に保障されているとは言えない状況があります。
- ・ 少子化や核家族化の進行により、地域における子ども同士の触れ合いの機会が減り、個々の家庭の地域社会とのつながりも希薄になってきました。これに伴い子育て家庭が孤立し、育児に不安や悩みを抱える家族も増加してきています。このような状況の中で、子どもへの虐待については非常に深刻な状況にあり、助けを求めることを知らない子どもが、親によるせっかんや虐待、育児放棄などにより死に至るといった痛ましい事件も発生しています。

○ 子どもの意見や意思が尊重される社会環境づくりの推進

- ・ 次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、生き生きと心豊かに健やかに育つ社会を目指し、子どもが自らの意見や思いを表明できる場を幅広く提供します。あわせて、子どもたちの意見や思いを社会の中で実現できるよう援助を行います。
- ・ 子どもを単に保護の対象としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体であることを認識することが必要です。大人たちが子どもの権利について十分理解し大人自身が自己変革を図るために、子どもの権利に関する条約の意義やその内容について様々な場面において啓発を進めます。

○ いじめ・児童虐待の防止

- ・ いじめを無くすため、正義感、倫理観、思いやりの心、社会生活上のルールや基本的なモラル、自然や他者との好ましい関わりなどの豊かな心を育み、個性や違いを尊重する意識や態度の育成を目指す教育を行います。加えていじめの早期発見や、被害者の心のケア、加害者の指導に努めます。
- ・ 子ども自身が自らの存在に自己肯定感を持てるよう、自尊感情を高める人権学習の充実に努めます。
- ・ 児童の成長に多大な影響を及ぼす児童虐待の未然防止を図るため、子ども家庭相談センター等の行政機関や民生委員児童委員、医師・医療機関、保育所、学校、NPOなどの関係者や関係機関がネットワークを構成し、連携して早期発見、早期対応に努めます。
- ・ 児童虐待の未然防止のため啓発を実施するとともに、再発防止のため、虐待の加害者に対しても支援に努めます。

○ 子育て支援

- ・ 子育てを社会が一体となって支援し、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するための指針として平成17年3月に「子どもきらめき未来プラン～彦根市次世代育成支援行動計画～（2005年～2009年）」を定めており、これを見直し、後期行動計画（2010年～2015年）を定め、全庁をあげ集中的に取り組みます。
- ・ 児童の健全育成のための施策、障害のある児童等への支援などについて、NPOや関係機関、市民活動と連携し取組を進めます。

(4) 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

【課題】

- ・ 彦根市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の比率)は、平成9年(1997年)で15.0%、同20年(2008年)で19.4%であり、同26年(2014年)では22.5%と予想され、市民のほぼ5人に1人が高齢者というように急速に高齢化が進んでいきます。このような中において、単に高齢者というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、働く場が制限されたりしている状況があります。
- ・ 一人暮らしの高齢者や認知症高齢者、障害や疾病を有する高齢者を中心に、財産や金銭等を搾取されるという権利侵害が発生しています。
- ・ 高齢者に対する家族などからの暴力やいじめ、介護放棄などの虐待、認知症高齢者に対する偏見、不適切なケアや施設等における身体の拘束という問題もあります。

○ 高齢者の生きがい対策の充実

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、自分らしく生きがいを持って、健康に生活でき、さらに社会の担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参加の促進や就業支援に取り組みます。
- ・ 高齢者が自由に安心して外出し移動できるよう、ユニバーサル・デザインの考えに基づいてまちづくりを進めます。

○ 高齢者の権利擁護の充実

- ・ 判断能力の十分でない高齢者が、尊厳のある安心した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターにおける相談や支援体制を充実させるとともに、成年後見制度の普及促進を図ります。
- ・ 認知症に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、高齢者に対する虐待の防止、早期発見のための事業に取り組みます。

○ 家族等の介護者への支援

- ・ 介護を担う家族等の負担の軽減を図るため、社会全体で高齢者を支える仕組みとしての介護保険制度の運営について一層の充実に努め、サービスの質の向上を図ります。
- ・ 市民が自主的に地域福祉活動へ参加できる体制づくりを進め、地域における福祉力を高めるため、ボランティアグループなどの組織化の促進と福祉教育の推進に努めます。また、NPO等市民活動団体の活動を支援し協働に努めます。

(5) 障害者が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて

【課題】

- ・ 彦根市では、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに支え合い、地域で生き生きと安心して生活ができる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、様々な施策を推進し障害者の自立と社会参加を促進してきました。こうした中、高齢社会の進展に伴い障害がある人は増加傾向にあり、障害の程度も重度、重複化しています。さらに介護者の高齢化も進み、障害者を取り巻く問題やニーズも複雑多様化しています。
- ・ 障害者は道路、交通機関、建物等のハード面だけでなく、情報収集など様々な場面で障壁があり、障害者にとって不安のない自由な外出や移動、日常生活の中での社会参加が十分に保障されている状況にありません。
- ・ 障害の種別によっては、正しい理解や認識がされていない現状があり、障害や障害者に対する誤解や偏見という心理的な障壁が残っています。さらにこのことから、働く場の確保など就労における差別をはじめ、社会参加の場が十分に確保されていない状況があります。
- ・ 判断能力の十分でない障害者に対する財産や金銭面等での権利侵害や介護放棄などの虐待、身体的拘束といった人権侵害も発生しています。

○ 啓発活動の推進

- ・ 障害者が住み慣れた地域で自立して暮らすことができるよう、障害や障害者への正しい理解と認識を高めるため心のバリアフリーをめざし啓発活動に努めます。

○ 社会参加の促進

- ・ スポーツ、芸術、文化活動の促進を図るとともに、視覚障害者・聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保に必要な施策の充実に努めます。
- ・ 障害者が生きがいを持って、自立した生活を送ることができるよう、就労および職場定着に向け関係機関と連携しながら、障害者の一層の雇用の場の確保に向け積極的な取組を進めます。
- ・ 障害者が、安全・自由・快適に移動し社会参加が促進されるよう、生活環境面全般においてバリアフリー化の推進に努めます。あわせて、障害者を犯罪や災害から守り、安心して生活ができる環境の整備に努めます。

○ 障害者の権利擁護の充実

- ・ 財産や金銭面等での権利侵害、虐待や身体的拘束について、障害者やその家族等が、安心して地域で生活できるよう相談支援体制の整備・充実に努めます。あわせて、成年後見制度の普及促進を図ります。
- ・ 本人の意思に反し、行動の自由を制限されたりするなどの障害者等の実態把握をする体制や手法について、県等と連携し検討します。

(6) 外国人の人権を尊重する社会の実現に向けて

【課題】

- ・ 近年における諸外国との人的・物的交流の拡大や、情報通信技術の進展により、国際的な相互の依存関係が深まり、本市においても、現在、ブラジルを筆頭に2千人を超える多くの外国籍市民が暮らしています。また市内の各大学や企業では、アジアを中心に多くの留学生や研修生を受け入れているほか、多くの外国人が労働者として働いている実態があります。国籍の違う人どうしが隣り合って暮らす社会が現実化しており、地域社会にとっても外国人との共生が求められています。こうした外国籍市民を取り巻く問題として、それぞれの文化や生活習慣に対する理解不足から差別や偏見が見受けられます。また言葉が通じないため、地域や職場・学校などにおいて意思疎通が図れず、誤解を受けたり、福祉、労働、教育、医療などの面で権利を享受できなかつたりといった問題もあります。
- ・ 近代以降の日本と朝鮮半島、中国、東南アジア各国等をめぐる歴史的経緯の下で生み出されてきた民族的偏見や差別が、今なお存在しています。
- ・ 外国人による犯罪に関連し、犯罪と関係のない外国籍市民が理由もなく「不審者」「犯罪者」扱いされたり、そのような目で見られたりすることが多くあります。
- ・ 外国籍市民の児童や生徒の進路保障や就職について様々な課題が存在しています。

○ 国際化の推進

- ・ 言葉の壁を解消し、外国籍市民が円滑な生活を送れるよう、多様な媒体を活用した多言語による情報提供を進め、市民、市民団体、事業者、行政が互いに意見交換ができる機会の充実に努めます。また、外国籍市民に対する窓口サービスの向上を図るために、通訳体制や相談窓口の充実に努めます。
- ・ お互いの文化、生活習慣、言葉の違いを認め合い、地域の中でともに暮らしているまちづくりを進めるため、地域社会や企業の中で様々な機会をとらえ啓発活動

を進めます。

○ 国際理解教育および交流活動の充実

- ・ 学校教育において、外国の文化や伝統を尊重し、お互いに相手の立場を認め、外国籍市民の児童や生徒と共に生きて行く資質や能力、協調できる態度の育成に努めます。併せて、在日韓国・朝鮮人の児童や生徒が日本の学校に在籍している歴史的な経緯や社会的な背景が正しく理解されるよう努めます。
- ・ 学習言語としての日本語能力を高めるため、一人ひとりの児童生徒の習得状況に応じた日本語指導および生活適応指導を推進するとともに、母国の文化や言語に接する機会の確保に努めます。
- ・ 外国籍市民への人権侵害につながる予断や偏見をなくするため、様々な機会を通じて啓発を進め、外国籍市民に対する正しい理解を深めます。
- ・ 姉妹都市や友好都市交流の充実、海外諸都市との交流を通じ、異文化の理解や交流に必要な施策の推進に努めます。
- ・ 外国籍市民と共生できる社会づくりを目指し設置している「外国籍市民施策懇談会」の意見を尊重しながら、多文化が共生できる地域社会づくりを進めます。

(7) 様々な人権問題の解決に向けて

【課題】

- ・ 犯罪や事故の被害者やその家族は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、その後に生じる周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミによる過剰な取材、報道によってストレスや不快感、プライバシーの侵害など、いわゆる二次的被害を受けており、犯罪被害者等の人権をめぐる問題が発生しています。
- ・ HIV感染者や難病患者、ハンセン病療養所入所者や病気からの回復者に対して、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在しています。この結果、職場や学校、地域社会においてプライバシーの侵害を受ける等様々な人権問題が発生しています。
- ・ このほかに、刑を終えて出所した人、ホームレス等の人権をめぐる様々な問題、性同一性障害など性的マイノリティとされる人々に対する偏見や差別意識、これらの人々に対する人権侵害等の新たな問題も発生しています。

- ・ 近年の情報化社会の進展に伴いインターネットを悪用した人権侵害が急増しています。インターネットは、その匿名性や情報発信の容易さから、特定の個人を誹謗中傷するといった事象や、同和地区住民や外国人等に対する差別表現の流布など、様々な問題が発生しています。

正しい知識の普及・啓発

- ・ これらの人権侵害を解決するためには、地域社会の理解と協力が必要であり、関係機関と連携協力し、予断や偏見の解消に向け、正しい知識の普及・啓発を推進します。

相談体制の充実

- ・ 病気にかかった人に対しては、インフォームド・コンセントの制度を確立し、患者中心の医療を進め、患者やその家族が、病気の検査や治療の内容について、安心して相談ができる体制を充実します。
- ・ その他の様々な人権課題に関わる相談について、法務局や人権擁護委員による相談を中心として取り組むほか、迅速・適切な対応ができるよう、国や県などの専門の相談機関が連携し組織された、滋賀県人権相談ネットワーク協議会とも連携し取り組みます。

啓発および関係機関との連携

- ・ インターネットの利用に伴う人権侵害に対し、悪質な事案について発信者が特定できる場合は、本人に対する啓発に努め、また、特定できない場合、「プロバイダ－責任法」の遵守などにより関係機関と連携し適切な対応をします。

5 推進体制

(1) 庁内の推進体制

本市では、これまで同和問題、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人など個別の人権課題を解決するため、それぞれの課題ごとに対策や施策を講じてきました。しかしながらこれらの人権課題の中には、相互に影響を与えるものや、横断的に複雑に関係し個別の対応では十分な解決が図れないものも少なくありません。そのため、これらの課題解決には、市の様々な部署の協力が必要となります。効果的で実効性のある人権施策を推進するためには、あらゆる

行政分野の連携によって、総合的な施策を実施しなければなりません。こうしたことから、基本方針に基づき、総合的な見地から整合性のある施策を推進するための体制について検討します。なお、新たな体制では関係部局間相互の緊密な連携のもと、人権諸課題の実情を踏まえ、人権施策全般の企画、調整、点検を行うとともに更なる組織の活性化に努めることとします。

(2) 職員等に対する研修

市職員は、一般行政、福祉関係、教育関係、医療関係など、職務上、市民の人権に深く関わることが多く、幅広く豊かな人権感覚が求められています。人権に関する取組は、人権担当課だけでなく、全所属で取り組む必要性を全職員に徹底させるとともに、人権を基本にした施策を実施するために、職員に対して、体系的な人権研修を実施するとともに、日常業務に即した各職場における人権研修を実施します。とりわけ、相談業務をはじめ窓口業務や福祉業務などで市民との関わりの多い職員に対しては、人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、日頃か

ら人権意識の高揚と実践につなげるための研修を積極的に推進しなければなりません。そのため職員に対する人権研修は、施策を実施する者として人権尊重の理念を理解し、行動できるよう様々な形での研修の充実を図ります。

さらに、各職場において、指定管理者制度の導入などによる業務委託や、民間業者からの労働者派遣により公的サービスを提供する機会が増加していることから、これらの業務に携わる民間の従業員に対しても人権研修の機会を提供し、市職員と同様に人権意識の高揚を図ります。

(3) 国・県・市民・企業・NPO等との連携

人権施策は国、県においてもそれぞれ実施されており、市の人権施策をより効果的に推進するため、これらの行政機関と緊密な連携を図り相互に協力し

ます。

また、人権問題は地域社会全体の課題であり、行政施策のみでの解決は困難です。本市では、これま

で彦根市人権教育推進協議会をはじめとする各種団体や事業所が、人権問題の解決のため様々な取組を行ってきました。

さらに今後は、福祉をはじめ様々な分野に及んでいるNPOやボランティア団体の活動が、人権問題

への取組にも拡大していき、地域においてますます重要な役割を担っていくことが期待されます。

このようなことから、人権施策を効果的に推進していくためこれらの団体の活動とより一層の連携を深め、協働関係の構築を図ります。

用語解説

国際人権規約

世界人権宣言に規定された権利に法的な拘束力をもたせるために、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」および「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」の2つの国際人権規約が採択されています。この2つの国際人権規約は、最も基本的で包括的な条約として人権保障のための国際基準となっています。

部落地名総鑑(事件)

昭和50年(1975年)11月全国の部落の地名・所在地・戸数・主な職業などが記載された差別図書が存在が明らかになりました。この購入者の大半は企業であり、購入動機は採用にあたって同和地区出身者を調べるためでした。この事件の反省を契機に企業での同和問題や人権問題の啓発・研修が広く行われるようになりました。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人同士など親しい男女間に起こる暴力のことをいい、多くは男性から女性に対して行われる暴力です。ドメスティック・バイオレンスには、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的、社会的な暴力なども含まれています。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識に乗じて、何らかの利益を得るため、寄付を募ったり、高額な書籍を売ったりする不当な行為などをいいます。

「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動(性的ないやがらせ)のことで、現状は男性から女性へ向けられることが多く、職場だけでなく地域や学校など力関係や上下関係のあるところで発生します。

売買春

「買春」とは、金銭や金銭に準じたモノの取引を通じて、性的な関係や行為を「買う」ことを意味します。今日でも買う側の多くは男性であり、買われる側・売る側は女性であることが多い。これまで、金銭を介して性的な関係をもつことは一般に「売春」と呼ばれてきました。その場合、性的な関係の主語は売る側の女性にあり、女性個人に問題を帰す差別や軽視が認められることから、その行為の主体が誰かを特定するために、文脈に応じて「買春」「売春」、また相互関係を指す「売買春」という言葉で使い分けのが一般的です。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味で、仕事と生活のバランスのとれた働き方を目指そうという考え方です。共働きの増加や若者世代の意識の変化を背景として、仕事も家庭も大切にしたいという人が増えています。一部の企業では、勤務時間を個々に設定できる「フレックスタイム制」や一人分の仕事を二人以上で担当する「ジョブシェアリング」などの導入を始めています。

ライフスタイルにあった働き方ができるように、企業には多様な働き方ができる環境を整えていくことが求められています。

ユニバーサル・デザイン

ユニバーサル(普遍的な)という言葉が示すとおり、すべての人に使いやすい商品や社会環境をつくっていこうとする考え方で、1980年前後にアメリカで提唱されたものです。ユニバーサル・デザインの普及は、福祉のまちづくりの実現に不可欠です。これからは、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、誰もが生き生きと暮らせる社会づくりが求められています。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者など判断能力が不十分な人について、家庭裁判所が適任であると認め

た人を後見人に選任し、財産や権利を保護する制度です。

平成12年(2000年)4月には新しい成年後見制度が創設され、本人の意思を尊重しながら多様なニーズに対応できるようになりました。この制度では、事前に自分で任意後見人を選ぶ「任意後見」や保護が必要となった後に家庭裁判所が本人の判断能力の程度によって後見人・保佐人・補助人を選任する「法定後見」があります。

ノーマライゼーション

障害者等社会的に不利を追いやすい人が存在するのが通常の社会であり、そのあるがままの状態では他の人々と同等の権利と機会を享受できるように共存していこうという考え方のことをいいます。

ノーマライゼーションは、障害者が人間としての尊厳を保たれること、人権の主体として自己決定権を尊重されること、通常の生活ができるための支援を受ける権利をもつことなどを理念としています。

バリアフリー

だれもが暮らしの中で自由に行動し、豊かな人間関係をつくれるようにバリア(障壁)を取り除くというものです。特に、障害のある人の自立と社会活動への参加を進めるために、重要な課題となっています。

H I V

エイズの原因であるウィルスを、ヒト免疫不全ウィルスといい、「H I V」と書き表します。H I Vが私たちの粘膜部分に触れるか血管の中に入ると、感染する可能性があります。

H I Vの感染経路は限られており、予防の知識と適切な行動で、エイズは予防可能な病気です。

ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染症です。らい菌の感染力は極めて弱く、抵抗力の弱い状態で

しかも繰り返して接触しなければ感染することはなく、感染しても発病するのはごく一部の人にすぎません。

しかし、その病気が正しく理解されなかったことから特殊な病気として扱われ、過去に強制的に療養所に隔離収容されるなど、患者とその家族は多くの差別や偏見を受けています。

性同一性障害

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。性同一性障害の人は、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇や偏見の目にさらされて苦しい思いをしています。性同一性障害に対する理解を深め、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

性的マイノリティ

性にまつわる場面において、少数派(マイノリティ)になるのが性的マイノリティです。同性愛者や両性愛者、性同一性障害などが含まれますが、それぞれが人間の性のあり方に関するさまざまな可能性の一つ一つであって、等しく尊重されるべきものです。

インフォームド・コンセント

患者が病気の検査や治療の内容について、医師から十分な説明を受け納得のうえ、それらに同意することをいいます。医師等が患者の人権を尊重することはもちろんのこと、患者自身が自らの権利を自覚し、行使するよう認識を深めることが大切です。

プロバイダー責任法

インターネットにおける情報の流通により自己の権利が侵害された場合に、関係するプロバイダー等に対し、発信者の情報の開示を請求できることなどを定めた法律「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する

る法律(プロバイダー責任法)」が平成13年(2001年)11月に制定され、平成14年(2002年)5月に施行されました。

彦根市人権施策基本方針

発行日 / 平成 2 1 年(2009 年) 4 月

発 行 / 彦根市

編 集 / 市民環境部人権政策課

住 所 / 〒 5 2 2 - 8 5 0 1

彦根市元町 4 番 2 号

TEL 0 7 4 9 - 3 0 - 6 1 1 5 (ダイヤルイン)

FAX 0 7 4 9 - 2 2 - 1 3 9 8